

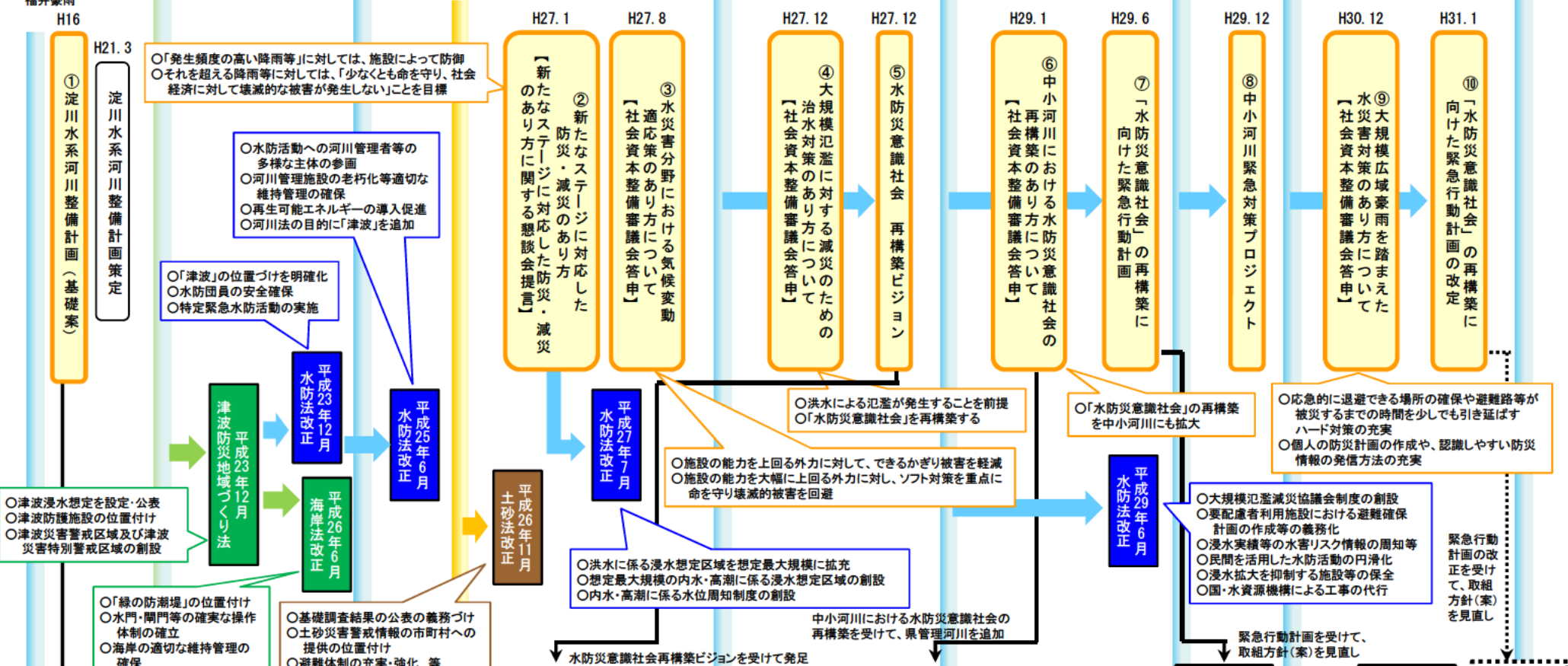
# 野洲川地域安全協議会の設立経緯について

# 近年の災害を踏まえた河川行政の対応と野洲川の取組

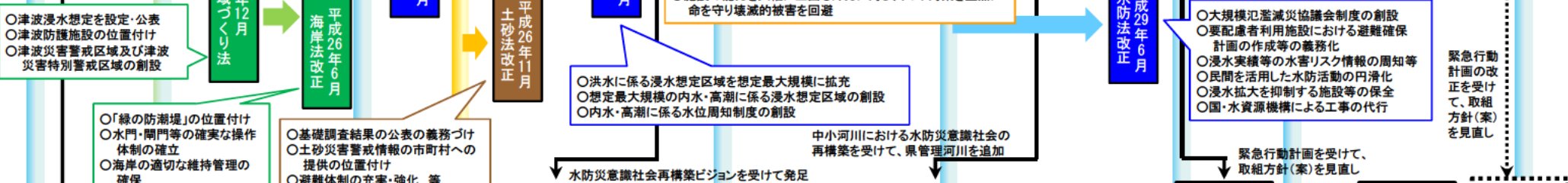
## 【災害】

平成16年7月 新潟・福島豪雨  
 平成16年7月 福井豪雨 H16  
 平成23年3月 東日本大震災  
 平成24年7月 九州北部豪雨  
 平成26年8月 広島土砂災害  
 平成27年9月 関東・東北豪雨  
 平成28年8月 北海道・東北豪雨  
 平成29年7月 九州北部豪雨  
 平成30年7月 西日本豪雨  
 令和元年10月 台風19号

## 【河川行政の対応】



## 【法令】



## 【野洲川の取組】

水害に強い地域づくり協議会

野洲川地域安全懇談会発足

第2回野洲川地域安全懇談会

第3回野洲川地域安全懇談会

第4回野洲川地域安全懇談会

第1回野洲川地域安全協議会

第2回野洲川地域安全協議会

第3回野洲川地域安全協議会

「野洲川の取組方針」の策定

「野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針（案）」の提示

パターン I

パターン II-1

パターン II-2

パターン III

パターン IV

1

パターン	取組項目を採用した根拠
I	H16.8 水害に強い地域づくり協議会からの継続取組
II-1	H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組
II-2	同上（野洲川独自の課題から抽出）
III	H30.5 第1回野洲川地域安全協議会で提案した取組
IV	R2.5 第3回野洲川地域安全協議会で提案予定の取組

凡 例	
<span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：水害に関する項目
<span style="background-color: #fff9c4; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：土砂災害に関する項目
<span style="background-color: #e0ffe0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：地震・津波に関する項目

# 近年の災害を踏まえた野洲川の取組

琵琶湖湖南流域  
水害に強い地域づくり協議会  
(H16.8~)

流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり  
(自分で守る)や、水防活動や避難行動を支援するための整備を  
検討する(みんなで守る)こととしているが、さらに、地域整備  
の視点から土地利用の規制・誘導等を含めた被害を軽減するため  
の方策(地域で守る)を検討。



第1回 野洲川地域安全懇談会(トップセミナー)  
H27.11.13: 守山市、野洲市  
H27.11.30: 草津市、栗東市  
H27.12.3: 湖南市

【対象】  
野洲川(直轄区間)

●対象  
野洲川(直轄区間)  
●委員  
草津市長、守山市長、栗東市長、  
野洲市長、湖南市長、  
滋賀県流域政策局長、  
滋賀国道事務所長、  
琵琶湖河川事務所長

平成27年9月関東・東北豪雨を受け、全国各地でも同様の豪雨災害が発生  
してもおかしくないとの認識のもと、防災・減災等について情報共有し、野洲  
川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行うことを目的と  
して設置

第2回 野洲川地域安全懇談会(H28.6.30)

【対象】  
野洲川洪水浸水想定区域

●対象  
野洲川洪水浸水想定区  
●委員  
草津市長、守山市長、栗東市長、  
野洲市長、湖南市長  
滋賀県流域政策局長  
気象庁彦根地方気象台長  
滋賀国道事務所長  
琵琶湖河川事務所長

・規約変更(彦根地方気象台長の追加)  
・産長の選出(野洲市長)  
・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく野洲川の取組方針を策定

第3回 野洲川地域安全懇談会(H29.5.24)

【対象】  
野洲川洪水浸水想定区域  
+ 甲賀・湖南圏域

●対象  
野洲川および甲賀・湖南圏域に  
おける県管理河川  
●委員  
近江八幡市長、草津市長、守山市長、  
栗東市長、甲賀市長、野洲市長、  
湖南市長  
滋賀県流域政策局長  
気象庁彦根地方気象台長  
滋賀国道事務所長  
琵琶湖河川事務所長

・規約変更(県管理区間の拡大と施行後の水防法に基づく「大規模氾濫減  
災協議会」の位置づけ(※直轄区間のみ)、  
・委員追加(近江八幡市長、甲賀市長)  
・野洲川の取組方針の変更(近江八幡市の追加)

第4回 野洲川地域安全懇談会  
野洲川地域安全懇談会に関する意見交換会 (H30.3.29)

【対象】  
野洲川洪水浸水想定区域  
+ 甲賀・湖南圏域

●対象  
野洲川および甲賀・湖南圏域に  
おける県管理河川  
●委員  
近江八幡市長、草津市長、守山市長、  
栗東市長、甲賀市長、野洲市長、  
湖南市長  
滋賀県流域政策局長  
気象庁彦根地方気象台長  
滋賀国道事務所長  
琵琶湖河川事務所長

【懇談会】  
・「緊急行動計画」について  
・防災教育の促進について → 先行校の選定  
【意見交換会】  
・水防法改正に伴う懇談会のあり方について

野洲川地域安全協議会(仮称)設立準備会  
第1回野洲川地域安全協議会 (H30.5.10)

【対象】  
野洲川洪水浸水想定区域  
+ 甲賀・湖南圏域

●対象  
野洲川および甲賀・湖南圏域に  
おける県管理河川  
●委員  
近江八幡市長、草津市長、守山市長、  
栗東市長、甲賀市長、野洲市長、湖南市長  
滋賀県知事  
南部土木事務所長、甲賀土木事務所長  
気象庁彦根地方気象台長 琵琶湖河川事務所長

国管理河川、県管理河川における  
水防法に基づく「大規模氾濫減災  
協議会」の位置付けとして設立

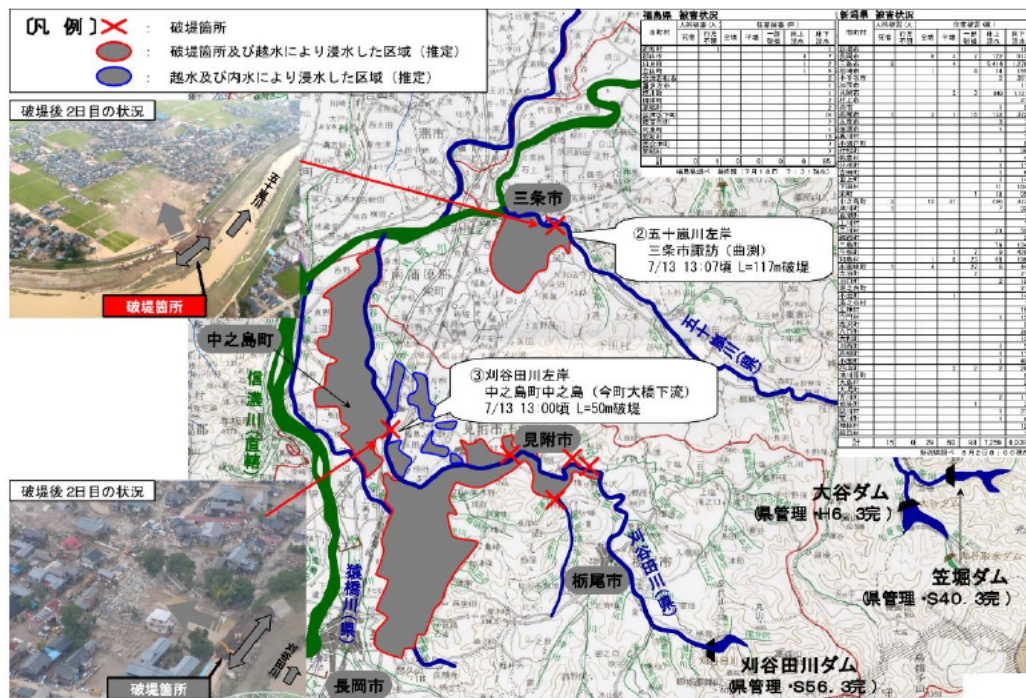
# 参 考 资 料



# 【参考】近年の主要な災害

## 平成16年7月新潟・福島豪雨により新潟県管理河川の堤防が決壊

- 新潟県管理河川で11箇所が破堤。
- 死者15人。被害家屋1万3千戸以上。
- 水害に強い地域づくり協議会発足のきっかけとなった。



## 平成16年7月福井豪雨により足羽川の堤防が決壊

- 福井県美山町では1時間に96mmの猛烈な雨が降り、九頭竜川水系足羽川で堤防が決壊。
- 死者4人。行方不明者1人。
- 水害に強い地域づくり協議会発足のきっかけとなった。



【九頭竜川水系足羽川の破堤状況 (福井県福井市)】



【破堤によるはん濫水により損壊した家屋 (福井県池田町)】



【市街地を貫流するはん濫水 (福井県美山町)】



【土石流により損壊した家屋 (福井県今立町)】



# 【参考】近年の主要な災害

## 平成26年8月広島豪雨 広島で大規模土砂災害が発生

- 平成26年8月豪雨において、広島市安佐南区、安佐北区を中心に、死者75名、負傷者43名となり甚大な被害が発生した。
- 基礎調査結果の公表が義務づけられた。
- 土砂災害警戒情報の市町村への提供が位置づけられた。
- 避難体制の充実・強化が求められるようになった。
- 社会資本整備審議会答申において、施設の能力を上回る外力に対して、できるかぎり被害を軽減し、施設の能力を大幅に上回る外力に対しては、ソフト対策を重点に命を守り壊滅的被害を回避する方針が回答された。



## 平成27年9月関東・東北豪雨により 鬼怒川の堤防が決壊

- 鬼怒川では流下能力を上回る洪水となり、堤防が決壊。
- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した。
- 避難の遅れ等により、多くの住民が孤立し、約4300人が救助された。
- 洪水による氾濫が発生することを前提とし、「水防災意識社会」を再構築することとなった。





# 【参考】近年の主要な災害

## 平成28年8月北海道・東北豪雨により高齢者施設が被災

- 北海道に3つの台風が上陸、東北地方太平洋側へ上陸した。
- 台風10号では岩手県の高齢者グループホームで9人が亡くなるなど甚大な被害が発生した。
- この災害を機に、「水防災意識社会」の再構築を中小河川にも拡大することとなった。



9月1日 国土地理院撮影

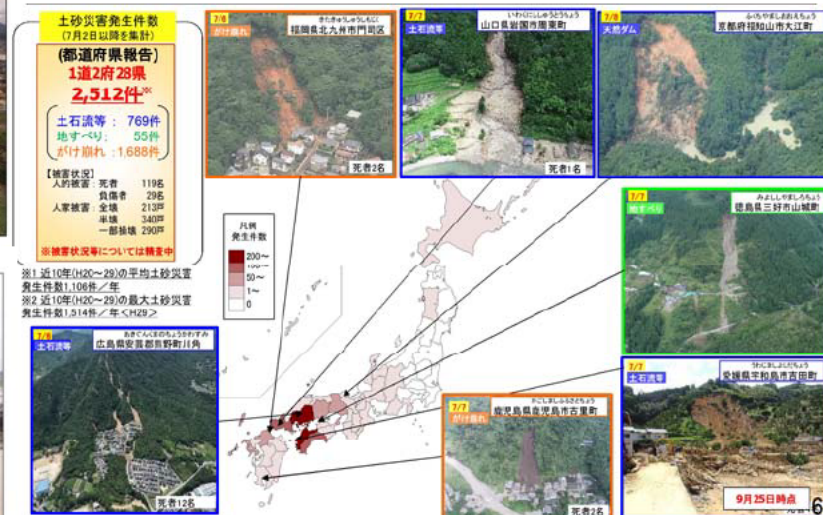
## 平成30年7豪雨により西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生

- 岡山県小田川：バックウォーター現象による破堤
- 広島県内：土砂災害が同時多発
- 愛媛県大洲市：ダム下流域での浸水被害
- 応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実させる方針となった。
- 個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実が求められるようになった。

■岡山県倉敷市真備町の浸水状況



■愛媛県大洲市の浸水状況





# 【参考】近年の主要な災害

## 令和元年台風19号により東日本を中心に甚大な被害が発生

- 国管理河川で、7河川12か所の堤防が決壊。県管理河川で、67河川123か所の堤防が決壊。
- 台風19号で亡くなった人は全国で84人、9人が行方不明。(10月22日現在)



調査報告書等がとりまとめ次第、差し替え予定



# 河川行政の対応(①淀川水系河川整備計画(基礎案)H16.5.8)

## はじめに

河川整備計画は、淀川水系流域委員会、住民、自治体等からの意見を聴き、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川及び流域の現状認識に基づき、基本的な考え方及び方針に沿って、今後20年から30年間に実施、あるいは検討する具体的な施策をとりまとめ、策定するものである。

策定にあたっては、平成12年7月に淀川流域委員会準備会議を設置し、学識経験者の意見を聴く場としての淀川水系流域委員会(以下「流域委員会」という)の委員構成や運営方法等についての検討がなされ、同準備会議からの答申を受けて、平成13年2月に流域委員会を設置した。

流域委員会では、現地視察等を踏まえて、委員と河川管理者との間で、情報や意見の交換を行い、現状認識や課題の共有化に努めた。

平成15年1月には、流域委員会から河川整備計画策定に向けての基本的な考え方を示した「淀川水系流域委員会提言」が出された。

近畿地方整備局では、それまでの議論、流域委員会からの提言、ならびに住民や自治体からの意見を踏まえて、平成14年12月及び平成15年6月に、「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」、「(第2稿)」を公表し、さらに、平成15年9月には河川整備計画基礎原案を示した。

本河川整備計画基礎案は、河川整備計画基礎原案に対する流域委員会からの意見、新たに取り組んだ住民対話集会等での住民からの意見や自治体からの意見を踏まえて策定したものである。

具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。「検討」、「見直し」と記述した施策は、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果ができた時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上で、決定する施策である。

また、「実施」とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う。

河川整備計画にとりまとめる施策は、今後の社会状況の変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、現状認識・基本的な考え方・方針の変更を含めて、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴く等、所定の手続きを経て、随時、計画を改訂し、追加・修正・中止等を行うものである。

(H15.4 設立)からの提案を踏まえ、早急に決定する。

## (2)浸水被害の軽減

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民・住民団体が連携して、5.3.1洪水(1)破堤による被害の回避・軽減の項に示す、1)自分で守る(情報伝達、避難体制の整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)、3)地域で守る(街づくり、地域整備)の各項目について検討・実施する。また、河川管理者が河川改修や遊水地などの流域内貯留施設の実施・検討を行い浸水被害の解消・軽減を目指す。

### 1)狭窄部上流の浸水被害の軽減

#### ①桂川

狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害軽減対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。保津峡上流の河川管理者である京都府と調整する。

#### ②木津川上流

狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害軽減を図るため上野遊水地を継続実施するとともに、越流堤の構造について詳細な検討を行う。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路、内水排除施設等を完成させる。

既往最大規模の洪水を対象に浸水被害軽減対策として川上ダム等流域内貯留施設について検討する。

#### ③猪名川

狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。銀橋上流の河川管理者である兵庫県と調整する。

### 2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

#### ①宇治川

琵琶湖後期放流に対応するための、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討する。

#### ②瀬田川

琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施する。

琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流(鹿跳渓谷地区)の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。

瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施する。

### (3)一連区間整備の完成等

#### ①淀川(宇治川)

# 河川行政の対応(②新たなステージに対応した防災・減災のあり方)

## 新たなステージに対応した防災・減災のあり方

概要

- 時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化
- 平成26年8月の広島ではバックビルディング現象による線状降水帯の豪雨が発生
- 2013年11月にはフィリピンにスーパー台風が襲来
- 大規模な火山噴火等の発生のおそれ

既に明らかに雨の降り方が変化していること等を「**新たなステージ**」と捉える

### 災害に対する脆弱性

- 「国土」が脆弱
  - ・大都市の多くの範囲がゼロメートル地帯等
  - ・地質が地震変動と風化の進行等により脆い
  - ・世界の地震(M6以上)の2割、活火山の1割が日本付近
- 文明の進展に伴い、
  - 「都市」が脆弱に
    - ・水害リスクの高い地域に都市機能が集中化
    - ・地下空間の高度利用化(地下街、地下鉄等)
  - 「人」が脆弱に
    - ・施設整備が一定程度進み、安全性を過信
    - ・想定していない現象に対し自ら判断して対応できない

### 最悪の事態の想定

- 地震：最大級の強さを持つ地震動を想定
  - ・阪神・淡路大震災を踏まえ、最大クラスの地震動に対し、機能の回復が速やかに行い得る性能を求めめる等の土木構造物の耐震設計を導入
- 津波：最大クラスの津波を想定
  - ・東日本大震災を踏まえ、最大クラスの津波に対し、なんとしても命を守るという考えに基づき、まちづくりや警戒避難体制の確立などを組み合わせた多重防御の考え方を導入
- 洪水等：未想定

- 最大クラスの人雨等に対して施設で守りきるの、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではない
- 「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。

- 最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、これらについての今後の検討の方向性についてとりまとめ

### 命を守る

- 「行動指型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を目指す。
  - ① 最大クラスの洪水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成し、様々な機会における提供を通じた災害リスクの認知度の向上
  - ② 防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化による状況情報の提供
  - ③ 個々の市町村による避難勧告等の現在の枠組み・体制では対応困難な大規模水害等に対し、国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン(時系列の行動計画)の策定

等

### 社会経済の壊滅的な被害を回避する

- 最悪の事態を想定・共有し、**国、地方公共団体、公益事業者、企業等**が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す。
  - ① 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
  - ② 応急活動、復旧・復興のための防災関係機関、公益事業者の業務継続計画作成を支援
  - ③ 被害軽減・早期の業務再開のため、水害も対象とした企業のBCPの作成を支援
  - ④ 国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備と関係者一体型タイムラインの策定
  - ⑤ TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化

等

## 命を守る

### 目指す姿

「行動指型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を目指す

### 今後の検討の方向性

#### ○ 状況情報に基づいた主体的避難の促進

##### < 「心構え」の醸成と「知識」の充実 >

- 最大クラスの洪水・内水・高潮等に関する浸水想定・公表と住民の災害リスクの認知度の向上
  - ・最大クラスの洪水・内水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成・公表し、防災訓練や転入手続き等の機会に提供
  - ・自分の住んでいる場所等を入力等すれば、その場所の様々な災害に関するリスク情報を容易に入手できる仕組みの整備
- 住民の避難力の向上
  - ・学習指導要領の充実に対する支援等による防災教育の促進
  - ・住民自らが、洪水、高潮等の災害種別ごとに、具体的な避難行動を考え・確認するための「災害・避難カード」等の普及・促進

##### < 避難を促す状況情報の提供 >

- 危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化
- 集中豪雨や台風等の観測や予測等に関する技術の向上

#### ○ 避難勧告等の的確な発令のための市町村長への支援

- 危険箇所、注視すべき情報等の災害リスクに関する情報の提供、専門家による支援、研修制度の充実

#### ○ 避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実

- 市町村における避難に関するタイムライン(時系列の行動計画)の策定
- 避難場所としての民間ビル等の活用の促進

#### ○ 大規模水害時における広域避難や救助等への備えの充実

- 死者数・孤立者数に関する被害想定を作成・公表
- 国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン(時系列の行動計画)の策定

#### ○ 災害リスクを踏まえた住まい方への転換

- 宅地建物取引業者による、不動産購入者に対する災害リスクに関する情報の提供
- 最大クラスの外力だけでなく、様々な規模の外力について、その浸水の状況と発生頻度に関する情報の公表

## 社会経済の壊滅的な被害を回避する

### 目指す姿

最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す

### 今後の検討の方向性

#### ○ 最悪の事態の想定と共有

- 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
  - ・大都市圏の水没による社会経済の中核機能の麻痺と、国内外への波及
  - ・地下空間を通じた浸水被害の拡大等

#### ○ 各主体が講じる事前の備えの充実

- 応急活動、復旧・復興のため、防災関係機関、電力、水道、通信、交通等の公益事業者における重要施設の耐水化や業務継続計画作成等の事前の備えの推進
- 被害想定を基に、大規模浸水時における自らの事業、業務の弱点を把握の促進
- 災害時の機能の確保・早期の業務再開のため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサブライチエーションにおけるリダンダンシーの確保等を具体的に定める水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施等の事前の備えの促進

#### ○ 各主体が連携した災害対応の体制等の整備

- 大規模水害に対して、国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備とこれら関係者の災害時の具体的な対応を定める関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)の策定
- TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化
- 災害時の限られた人的・物的資源をどの段階で、どの対策に優先的に投入するかを予め検討
- 関係者が協働・連携した地域レベルでの事業継続マネジメントの促進



# 河川行政の対応(③水災害分野における気候変動適応策のあり方について)

## 水災害分野における気候変動適応策のあり方について ～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～

概要

### ○ 気候変動による外力の増大・頻発化

- 既に極端な雨の降り方が顕在化(時間雨量50ミリ以上の発生件数が約30年間で約1.4倍)  
(将来予測(24世紀末))
- 大雨による降水量(日降水量)が全国平均で10.3~25.5%増加<sup>1)</sup>
- 全国の一級水系において、施設計画の規模を上回る洪水の発生頻度が約1.8~4.4倍に増加<sup>2)</sup>
- 無降水日の年間日数(日降水量1ミリ未満)が全国平均で1.1~10.7日増加<sup>3)</sup>

1)RCRシナリオによる予測  
2)SRES A1Bシナリオによる予測

### ○ 欧米諸国では、既に気候変動適応策を実施

- 年超過確率1/1,000など低頻度または極端な洪水の浸水想定等の提示(例:EU諸国、アメリカ)
- 将来の外力増大時にできるだけ手戻りがない施設の設計(例:ドイツ)
- 将来の外力増大を見込んだ規模での施設の整備(例:オランダ等)

### ○ 激甚化する水災害に対し気候変動適応策を早急に推進すべき

- 施設の着実な整備と適切な維持管理により、水害の発生を著実に防止する防災対策を進める
- これに加え、
  - 外力が増大した場合に、できるだけ手戻りなく施設の追加対策を講じられるように工夫
  - 施設の能力を上回る外力に対しても減災効果を発揮できるように工夫
- 施設では守りきれない事態を想定し、社会全体が災害リスク情報を共有し、施策を総動員して減災対策に取り組む

## 水災害分野の気候変動適応策の基本的な考え方



○ 比較的发生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止

- これまで進めてきている施設の整備を着実に実施
- 災害リスクの評価を踏まえたワークポイント等に対する重点的な整備
- 将来の外力増大時に、できるだけ手戻りなく施設の追加対策が講じられるよう工夫

### ○ 施設の能力を上回る外力に対し、施策を総動員して、できる限り被害を軽減

#### <施設の運用、構造、整備手順等の工夫>

- 既設ダム等を最大限活用するための運用の見直し
- 迅速な氾濫水排除のための排水門の整備や排水機場等の耐水化
- 災害リスクをできるだけ小さくするための河川整備の内容、手順の見直し等

#### <まちづくり・地域づくりとの連携>

- 災害リスクを考慮した土地利用・住まい方の工夫等

#### <避難、応急活動、事業継続等のための備え>

- 避難に関するタイムライン、企業の防災意識の向上、水害BCPの作成等

○ 施設の能力を大幅に上回る外力に対し、「命を守り」「壊滅的被害を回避」

- 主体的避難の促進
- 広域避難体制の整備
- 国、地方公共団体、公益事業者等の関係者一体型のタイムライン等

## 災害リスクの評価・災害リスク情報の共有

- 様々な規模の外力に対する災害リスク(浸水想定及びそれに基づく被害想定)の評価
- 各主体が、災害リスク情報を認識して対策を推進

## 水害(洪水、内水、高潮)に対する適応策

### ○ 比較的发生頻度の高い外力に対する防災対策

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 施設の着実な整備
  - 既存施設の機能向上
  - 維持管理・更新の充実
  - 水門等の施設操作の遠隔化等
  - 総合的な土砂管理

### 【取組内容を今後新たに検討するもの】

- できるだけ手戻りのない施設の設計
- 施設計画、設計等のための気候変動予測技術の向上
- 海面水位の上昇の影響検討
- 土砂や流木の影響検討
- 河川と下水道の施設の一体的な運用

### ○ 施設の能力を上回る外力に対する減災対策

#### 1) 施設の運用、構造、整備手順等の工夫

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 観測等の充実
  - 水防体制の充実・強化
  - 河川管理施設等を活用した避難場所等の確保
  - 粘り強い構造の海岸堤防等の整備

### 【取組内容を今後新たに検討するもの】

- 様々な外力に対する災害リスクに基づく河川整備計画の点検・見直し
- 決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造
- 既存施設の機能を最大限活用する運用
- 大規模な構造物の点検
- 氾濫拡大の抑制と氾濫水の排除

#### 2) まちづくり・地域づくりとの連携

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 総合的な浸水対策
  - 土地利用状況を考慮した治水対策
  - 地下空間の浸水対策

### 【取組内容を今後新たに検討するもの】

- 災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等
- 災害リスクを考慮した土地利用、住まい方
- まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策
- まちづくり・地域づくりと連携した氾濫拡大の抑制

#### 3) 避難、応急活動、事業継続等のための備え

##### ① 的確な避難のための取組

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 避難勧告の的確な発令のための市町村長への支援
  - 防災教育や防災知識の普及
  - 避難を促す分かりやすい情報の提供
  - 避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実
  - 広域避難や救助等への備えの充実

##### ② 円滑な応急活動、事業継続等のための取組

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 災害時の市町村への支援体制の強化
  - 防災関係機関、公益事業者等の業務継続計画策定等
  - 氾濫流の制御、氾濫水の排除
  - 企業の防災意識の向上、水害BCPの作成等
  - 各主体が連携した災害対応の体制等の整備

## 土砂災害に対する適応策

### (土砂災害の発生頻度の増加)

- 人命を守る効果の高い箇所における施設整備
- より合理的な施設計画・設計の検討
- タイムラインの作成支援による警戒避難体制の強化
- (警戒避難のリードタイムが短い土砂災害)
- 土砂災害に対する正確な知識の普及
- 的確な避難勧告や避難行動を支援するための情報の提供
- (計画規模を上回る土砂移動現象)
- 少しでも長い時間減災効果を発揮する施設配置や構造の検討(深層前壊)
- 大規模土砂移動現象を迅速に検知できる危機管理体制の強化

### (不明瞭な谷地形を呈する箇所での土砂災害)

- 地形特性を踏まえた合理的な施設構造の検討
- 危険度評価による重点対策箇所の検討
- (土石流が流域界を乗り越える現象)
- 氾濫計算による土砂量や範囲の適切な推定
- (流木災害)
- 透過型堰堤、流木止め等の活用
- 既存不透過型堰堤の透過型化を検討
- (上流域の管理)
- 地形データ等の蓄積による国土監視体制の強化
- (災害リスクを考慮した土地利用、住まい方)
- 土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定

## 濁水に対する適応策

### ○ 比較的发生頻度の高い濁水による被害を防止する対策

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 既存施設の徹底活用等
  - 雨水の利用
  - 再生水の利用
  - 早めの情報発信と節水の呼びかけ
  - 水の重要性に関する教育や普及啓発活動

### ○ 施設の能力を上回る濁水による被害を軽減する対策

- 【これまでの取組をさらに推進していくもの】
- 水融通、応給給水体制の検討
  - 濁水時の河川環境に関するモニタリングと知具の蓄積
- 【取組内容を今後新たに検討するもの】
- 関係者が連携した濁水対応の体制等の整備
  - 取水制限の斟酌し等
  - 濁水時の地下水の利用と実態把握
  - 危機的な濁水時の被害を最小とするための対策

## 適応策を推進するための共通的事項

- 国土監視、気候変動予測等の高度化
- 調査、研究、技術開発の推進等
- 地方公共団体等との連携、支援の充実
- 技術の継承等
- それぞれの対策の進め方や目標の時期等をできる限り明らかにしたロードマップの策定、進捗状況を踏まえた適宜の見直し

# 河川行政の対応(④大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について)

## 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について 答申(概要) ～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

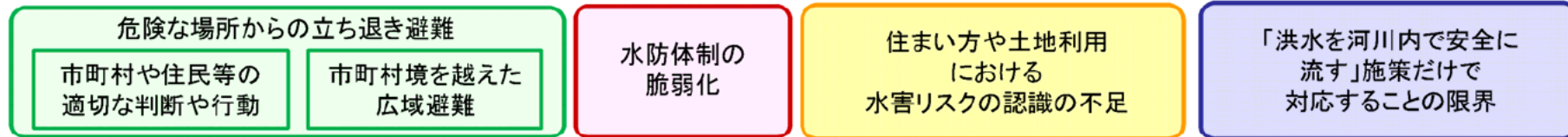
< 諮問内容 > 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、施設能力を上回る洪水時における氾濫による災害リスク及び被害軽減を考慮した治水対策は如何にあるべきか

### ○ 水害の特徴

- 多くの住宅地を含む広範囲が長期間にわたり浸水
- 堤防の決壊に伴い発生した氾濫流により、堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失
- 避難勧告等の遅れ、多数の孤立者の発生
- 必ずしも十分な土のう積み等の水防活動が実施できなかった
- 常総市内の避難場所への避難が困難となったことにより避難者の半数以上が市外へ避難

- 常総市の約1/3に相当する約40km<sup>2</sup>の区域が浸水
- 鬼怒川下流域の救助者数は約4,300人
- 鬼怒川下流域の浸水解消までに約10日間を要した
- 常総市の避難者約1,800人の半数は市外に避難

### ○ 対応すべき課題



### ○ 対策の基本方針

洪水による氾濫が発生することを前提として、**社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する**

行政や住民、企業等の各主体が、水害リスクに関する十分な知識と心構えを共有し、避難や水防等の危機管理に関する具体的な事前の計画や体制等が備えられているとともに、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、浸水面積や浸水継続時間等の減少等を図り、避難等のソフト対策を活かすための施設による対応が準備されている社会を目指す

【進め方】 流域における水害リスクの評価 → 水害リスク情報を社会全体で共有 → 各主体が連携・協力して減災対策を実施

- 【具体的には】
- ソフト対策について、行政目線のものから住民目線のものへと転換し、真に実践的なソフト対策の展開を図る
  - 「ソフト対策は必須の社会インフラ」との認識を高め、その計画的な整備・充実を図る
  - 水防活動について、「河川整備と水防は治水の両輪」との意識の下、河川管理者等の協力・支援を強化する
  - 従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための、「危機管理型ハード対策」を導入し、想定最大規模の洪水までを考慮した水害リスクの低減を図る河川整備へと転換を図る



# 河川行政の対応(⑤水防災意識社会 再構築ビジョン)

## 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿江市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

### 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

#### <危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

#### <被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



#### <洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

#### <住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
  - ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



# 河川行政の対応(⑥中小河川における水防災意識社会の再構築について)

## 答申の概要～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

### 対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

**目標** 『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

### 実施すべき対策

#### ■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進

- 都道府県管理河川においても協議会の設置を促進
- 協議会による取組の継続・実効性が確保される仕組み構築

#### ■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- 浸水想定区域を公表する水位周知河川の指定を促進
- 早期に体制が整備されるよう簡易水位計の開発・設置の促進
- 浸水実績等水害リスク情報として周知する仕組み構築
- 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を徹底させるための仕組み構築 など

#### ■河川管理施設の効果の確実な発現

- 操作不要な樋門等の導入を推進
- ICT等最新技術の活用による河川管理の高度化を推進 など

#### ■関係機関と連携した適切な土地利用の促進

- 水害リスク情報の提供、災害危険区域指定事例の周知 など

#### ■重点化・効率化による治水対策の促進

##### 【人口・資産が点在する地域等における治水対策】

- 輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策を推進
- 避難場所など関係者が一体となった取組による整備促進
- 浸水被害の拡大を抑制する自然地形等を保全する仕組み構築
- ため池などの貯留機能の保全などの流出抑制対策推進

##### 【上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策】

- ダムなどの既存ストックを最大限活用した効率的な対策実施
- ダムの再開発等の工事を国等が代行する仕組み構築

##### 【社会経済に大きな影響を与える施設の保全】

- 重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進 など

#### ■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- 災害復旧申請作業など一連の災害復旧への支援について検討
- 大規模な災害復旧工事を国が代行する仕組み構築
- 発災前の警戒段階からの支援を検討
- 災害対応等に豊富な知見を有する行政経験者等を活用
- 建設業者がより円滑に水防活動を実施できる仕組み構築 など



# 河川行政の対応(⑦「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画)

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

### 水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

#### <協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

### 水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川全ての沿川市町村で避難勧告発令時の水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

### 水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

### 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成マニュアルの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成30年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有	

### 防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行し実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるような支援	国の支援により作成した指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有	引き続き、防災教育の実施を支援	
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	学習指導要領改訂 平成29年3月31日	学習指導要領改訂 平成29年3月31日	学習指導要領改訂 平成29年3月31日	学習指導要領改訂 平成29年3月31日

# 河川行政の対応(⑧中小河川緊急対策プロジェクト)

## 全国の中小河川の緊急点検結果と対応策(概要)

別紙

九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて実施した、「全国の中小河川の緊急点検」の結果に基づき、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等、洪水に特化した低コストの水位計(危機管理型水位計)の設置について、平成32年度を目途に対策が行われるよう、交付金による支援等を実施。

全国の中小河川 約2万河川



都道府県と連携して点検を実施し、優先箇所を抽出

土砂・流木による被害  
の危険性

透過型砂防堰堤等の整備

約700溪流  
(約500河川)

<抽出の考え方>

土砂・流木を伴う洪水により被災があった溪流で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく、下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)を抱える溪流



赤谷川における土砂・流木被害

再度の氾濫発生  
の危険性

河道掘削・堤防整備

約300km  
(約400河川)

<抽出の考え方>

近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害が想定される区間



桂川における浸水被害

洪水時の水位監視  
の必要性

危機管理型水位計の設置

約5,800箇所  
(約5,000河川)

<抽出の考え方>

人家や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)が浸水するおそれがあり、的確な避難判断が必要な箇所



洪水に特化した低コストな水位計の設置例

緊急点検を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトとして全国の中小河川で実施(全体事業費約3,700億円)



# 河川行政の対応(⑨大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について)

## 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申(概要) ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～

<諮問内容> 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方はいかにあるべきか

### ○水災害の主な特徴と課題

#### 【豪雨・水災害の特徴】

- 停滞した前線に大量の湿った空気が供給され、前例の無いほど大量の総雨量を記録。地球温暖化による水蒸気量の増加も寄与
- 広島県や岡山県、愛媛県では、多くの場所で24時間以上の長時間の降水量が過去の記録を更新
- 中小河川のみならず、大河川の氾濫や都市部における内水氾濫、土石流等が各地で発生
- バックウォーター現象等による本川と支川の合流部の氾濫や土砂と洪水が同時に氾濫する土砂・洪水氾濫等の複合的な要因による水災害が発生

#### 【人的被害の特徴】

- 土地のリスク情報や市町村の避難情報、防災情報等は出されていたものの、逃げ遅れによる人的被害も発生
- 避難情報が発令されていない場合やダム下流部では浸水区域図が示されず、ダムの放流情報等が避難に活用されていない地域が存在

#### 【社会経済被害の特徴】

- 防災拠点、上下水道等のライフライン施設、交通インフラの被災により、地域の応急対応等への支障や、経済活動等へ甚大な被害が発生
- 被災地が広域に及んだため、被害状況把握や早期復旧支援等の地域支援のために全国から多数の応援が必要

### ○対策の基本的な考え方

多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

#### 事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

- 気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進
- 社会経済被害を最小化する対策の推進
- 複合的に発生する水災害へのハード対策

#### 避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

- 避難路、避難場所の安全対策の強化



・後付式の流木捕捉工や強靱ワイヤーネットを活用した緊急整備

- 応急的な退避場所の確保

#### 住民主体のソフト対策

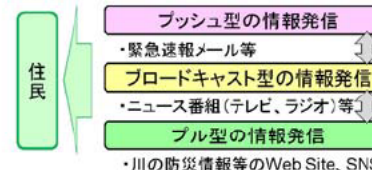
住民が主体的な行動を取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

- 地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成 避難経路の確認

- メディアの特性を活用した、情報発信の連携



- 大規模氾濫減災協議会等へ、利水ダムの管理者や、公共交通機関等の多様な主体の参画

#### ・バックウォーター現象



#### ・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

#### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

#### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知等

##### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了等

##### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置等

#### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上等

#### (3) 被害軽減の取組

##### ① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等

##### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進等

#### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐久性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施等

#### (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等



取組方針（案）の取組項目の決定根拠整理

取組項目を採用した根拠

パターン	
パターン I	H16.8 水害に強い地域づくり協議会からの継続取組
パターン II-1	H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組
パターン II-2	同上（野洲川独自の課題から抽出）
パターン III	H30.5 第1回野洲川地域安全協議会で提案した取組
パターン IV	R2.5 第3回野洲川地域安全協議会で提案予定の取組

- ：各種提言等に記載されている固定文
- ：各種提言等に記載されている各取組の決定根拠
- ：各種提言等に記載されている決定根拠の類似文

■取組内容		取組項目		自種時期	取組機関
1		広域的な連携に資するタイムラインの見直し		H30年度	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組（野洲川独自の課題から抽出）					
-該当なし					
■各種提言等					
	河川法改正 平成28年	水防法の一部改正【国土交通省】平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】平成29年4月		
河川法	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</li> </ul> <p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての責務や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</li> </ul>	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発</li> <li>□想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</li> </ul> <p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□想定し得る最大規模の洪水に係る区域に基き公表</li> <li>□計画規模降雨浸水想定区域図の更新</li> <li>□浸水継続時間の公表</li> <li>□洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。（水防法第15条第3項）</li> </ul>	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□国管理河川の支川や具管理河川等の中小河川で凶悪発生し多数の死者等が発生。</li> <li>□「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、技術的な対策を急務</li> <li>□「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加達・強化</li> </ul> <p>【改正の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□大規模広域域災協議会の創設</li> <li>□市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設</li> <li>□要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</li> </ul>		
深川水系河川整備計画（H21～3）	<p>水害に強い地域づくり協議会 平成16年～</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□「深川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置</li> <li>□協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり（自分で守る）等を検討</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>該当なし</p>	<p>大規模災害に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～【社会資本整備審議会】平成27年12月</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水対応に備える。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難勧告等に着目したタイムライン（時系列の防災行動計画）の整理・進め方と併せて、これに基づく訓練を継続的に実施すること。 P7</li> <li>●広域避難し避難し入れ。</li> <li>●洪水時の水位等の防災情報の内容と発表のタイミング P10</li> <li>●避難勧告に関するサインや設備</li> <li>●避難場所や避難経路等の防災情報に関する事項と避難に関する計画について、連携して適切なものとなること。市町村と河川管理者等が参加した協議会等の仕組みを整備すること。</li> </ul>	<p>中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について【社会資本整備審議会】平成29年1月</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社会の再構築を加速する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村による避難勧告等の発令が破綻に行われるよう、各市町村の発令基準やそのためのタイムライン等について、実効性の確保を図る観点から水防災意識社会等において点検を行い、必要に応じて改善を促す取組を推進すべきである。</li> </ul>	<p>大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多面的に備える緊急対策～【社会資本整備審議会】平成30年12月</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□平成30年7月西日本豪雨を踏まえ、広域かつ同時多発的に発生する河川の氾濫や土砂災害等の大規模広域豪雨に対応する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの地域で想定される洪水や高潮、土砂災害等の様々な災害やそれらの複合的な災害に対して、必要に応じて洪水タム等を含む様々な関係機関・大規模広域域災協議会等への参画や、情報提供についても協力を求め、関係機関が連携して円滑に防災行動が実施できるよう、避難勧告等の発令を中心に実施すべき防災行動時系列で整理する避難勧告着目型タイムラインの対策災害を充実させること。</li> </ul>	
		<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」【国土交通省】平成27年12月11日（国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18）</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定 P4</li> </ul>	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画【国土交通省】平成29年6月20日</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等をとりまとめ。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告等の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</li> </ul>		

□：固定文

●：決定根拠

○：類似文

■取組内容

No.	取組項目	目標時期	取組機関
17	「わが家の避難カード」の作成	H29年度から 順次実施	滋賀県

■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組(野洲川独自の課題から抽出)

・該当なし
-------

■各種提言等

河川法改正 平成9年		水防法の一部改正【国土交通省】 平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】 平成29年6月	
河川法	<p><b>【背景】</b> □治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</p> <p><b>【改正の概要】</b> □水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての項目や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</p> <p style="text-align: center;">パターンⅠ</p>	<p><b>【背景】</b> □近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 □想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 □計画規模降雨浸水想定区域図の更新 □浸水継続時間の公表 □洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。(水防法第15条第3項)</p>	<p><b>【背景】</b> □国管理河川の支川や県管理河川等の中小河川で氾濫発生し多数の死者等が発生。 □「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、抜本的な対策が急務 □「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加速・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □大規模氾濫減災協議会の創設 □市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 □要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</p>	
	<p>水害に強い地域づくり協議会 平成16年～</p> <p><b>【背景】</b> □「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置 □協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)等を検討</p> <p><b>【概要】</b> ●「わが家の避難カード」の作成</p>	<p>大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 【社会資本整備審議会】 平成27年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 【社会資本整備審議会】 平成29年1月</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社旗の再構築を加速する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 【社会資本整備審議会】 平成30年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨を踏まえ、広域のかつ同時多発的に発生する河川の氾濫や土砂災害等の大規模広域豪雨に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>
淀川水系河川整備計画 (H21.3)		<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」 【国土交通省】 平成27年12月11日 (国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18)</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 【国土交通省】 平成29年6月20日</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等をとりとめ。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定 【国土交通省】 平成31年1月29日</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、2020年度を目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>



■取組内容

No.	取組項目	目標時期	取組機関
1	広域的な連携に資するタイムラインへの見直し	H30年度	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市

■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組(野洲川独自の課題から抽出)

・該当なし
-------

■各種提言等

	河川法改正 平成9年	水防法の一部改正【国土交通省】 平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】 平成29年6月	
河川法	<p><b>【背景】</b> □治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</p> <p><b>【改正の概要】</b> □水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての項目や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</p>	<p><b>【背景】</b> □近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 □想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 □計画規模降雨浸水想定区域図の更新 □浸水継続時間の公表 □洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。(水防法第15条第3項)</p> <p style="text-align: center;">パターンⅡ-1</p>	<p><b>【背景】</b> □国管理河川の支川や県管理河川等の中小河川で氾濫発生し多数の死者等が発生。 □「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、抜本的な対策が急務 □「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加速・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □大規模氾濫減災協議会の創設 □市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 □要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</p>	
20 淀川水系河川整備計画（H21.3）	<p>水害に強い地域づくり協議会 平成16年～</p> <p><b>【背景】</b> □「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置 □協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)等を検討</p> <p><b>【概要】</b> 該当なし</p>	<p>大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 【社会資本整備審議会】 平成27年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える。</p> <p><b>【概要】</b> ●避難勧告等に着目したタイムライン(時系列の防災行動計画)の整備を進めるとともに、これに基づく訓練を継続的に実施すること。 P7 ●広域避難も視野に入れ、 ・洪水時の水位等の防災情報の内容と発表のタイミング P10 ・避難勧告等に関するタイミングや範囲 ・避難場所や避難経路 等 の防災情報に関する事項と避難に関する計画について、連携して適切に定めることができるよう、市町村と河川管理者等が参画した協議会等の仕組みを整備すること。</p>	<p>中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 【社会資本整備審議会】 平成29年1月</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社旗の再構築を加速する。</p> <p><b>【概要】</b> ○市町村による避難勧告等の発令が確実に行われるよう、各市町村の発令基準やそのためのタイムライン等について、実効性の確保を図る観点から減災対策協議会等において点検を行い、必要に応じて改善を促す取組を推進すべきである。</p>	<p>大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 【社会資本整備審議会】 平成30年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨を踏まえ、広域のかつ同時多発的に発生する河川の氾濫や土砂災害等の大規模広域豪雨に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> ○それぞれの地域で想定される洪水や高潮、土砂災害等の様々な災害やそれらの複合的な災害に対して、必要に応じ利水ダム等を含む様々な関係機関に大規模氾濫減災協議会等への参画や、情報提供についても協力を求め、関係機関が連携して円滑に防災行動が実施できるよう、避難勧告等の発令を中心に実施すべき防災行動を時系列で整理する避難勧告着目型タイムラインの対象災害を充実させること。</p>
		<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」 【国土交通省】 平成27年12月11日 (国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18)</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><b>【概要】</b> ●洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定 P4</p>	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 【国土交通省】 平成29年6月20日</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等を取りまとめ。</p> <p><b>【概要】</b> ○水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定 【国土交通省】 平成31年1月29日</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、2020年度を目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。</p> <p><b>【概要】</b> ○水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>

■取組内容

No.	取組項目	目標時期	取組機関
51	浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討	R2年度	近畿地整、滋賀県

■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組(野洲川独自の課題から抽出)

野洲川の課題「氾濫発生後、速やかに被害状況の把握が出来ていない」、「想定最大規模洪水における各市の浸水箇所に対する排水ポンプ車配置計画は作成していない」を踏まえ、「浸水する緊急輸送道路の代替ルートの検討」の取組が採用された。

パターンⅡ-2

■各種提言等

	河川法改正 平成9年	水防法	水防法の一部改正【国土交通省】 平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】 平成29年6月	
	河川法		<p><b>【背景】</b> □治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</p> <p><b>【改正の概要】</b> □水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての項目や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</p>	<p><b>【背景】</b> □近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 □想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 □計画規模降雨浸水想定区域図の更新 □浸水継続時間の公表 □洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。(水防法第15条第3項)</p>	<p><b>【背景】</b> □国管理河川の支川や県管理河川等の中小河川で氾濫発生し多数の死者等が発生。 □「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、抜本的な対策が急務 □「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加速・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □大規模氾濫減災協議会の創設 □市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 □要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</p>
21 淀川水系河川整備計画（H21.3）	水害に強い地域づくり協議会 平成16年～	社会資本整備審議会 答申	大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 【社会資本整備審議会】 平成27年12月	中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 【社会資本整備審議会】 平成29年1月	大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 【社会資本整備審議会】 平成30年12月
	<p><b>【背景】</b> □「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置 □協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)等を検討</p> <p><b>【概要】</b> 該当なし</p>		<p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社旗の再構築を加速する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨を踏まえ、広域のかつ同時多発的に発生する河川の氾濫や土砂災害等の大規模広域豪雨に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>
		<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」 【国土交通省】 平成27年12月11日 (国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18)</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	緊急行動計画等	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 【国土交通省】 平成29年6月20日</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等をとりとめ。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定 【国土交通省】 平成31年1月29日

■取組内容

No.	取組項目	目標時期	取組機関
4	出水期前に協議会においてホットラインの連絡体制を確認	引き続き実施	協議会全体

■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組(野洲川独自の課題から抽出)

・該当なし

■各種提言等

	河川法改正 平成9年		水防法の一部改正【国土交通省】 平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】 平成29年6月		
河川法	<p><b>【背景】</b> □治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</p> <p><b>【改正の概要】</b> □水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての項目や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</p>	水防法	<p><b>【背景】</b> □近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 □想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 □計画規模降雨浸水想定区域図の更新 □浸水継続時間の公表 □洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。(水防法第15条第3項)</p>	<p><b>【背景】</b> □国管理河川の支川や県管理河川等の中小河川で氾濫発生し多数の死者等が発生。 □「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、抜本的な対策が急務 □「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加速・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □大規模氾濫減災協議会の創設 □市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 □要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</p>		
	水害に強い地域づくり協議会 平成16年～	社会資本整備審議会	<p>大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 【社会資本整備審議会】 平成27年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える。</p> <p><b>【概要】</b> ○引き続き、洪水予報やホットラインなど、洪水時に河川管理者等から提供される情報とその対応等について市町村長と確認するためのセミナーを早期に開催するとともに、出水期前等に定期的を開催すること。</p>	<p>中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 【社会資本整備審議会】 平成29年1月</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社会の再構築を加速する。</p> <p><b>【概要】</b> ○都道府県管理河川において、避難勧告等の発令が確実に行われるよう、洪水時の河川状況等を河川管理者から関係市町村長へ直接伝達する「ホットライン」の取組を、ガイドライン策定等により、早期に定着させるべきである。</p>	<p>大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 【社会資本整備審議会】 平成30年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨を踏まえ、広域のかつ同時多発的に発生する河川の氾濫や土砂災害等の大規模広域豪雨に対応する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	
淀川水系河川整備計画 (H21.3)	<p><b>【背景】</b> □「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置 □協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)等を検討</p> <p><b>【概要】</b> 該当なし</p>	答申	<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」 【国土交通省】 平成27年12月11日 (国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18)</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 【国土交通省】 平成29年6月20日</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等をとりまとめ。</p> <p><b>【概要】</b> ○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 ●毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。</p>	<p>水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定 【国土交通省】 平成31年1月29日</p> <p><b>【背景】</b> □平成30年7月西日本豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、2020年度を目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。</p> <p><b>【概要】</b> ○毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。</p>	

パターンⅢ



■取組内容

No.	取組項目	目標時期	取組機関
21	市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成および支援結果について協議会等の場で共有	R1年度から順次実施	近畿地整

■H28.6 第2回野洲川地域安全懇談会で決定した取組(野洲川独自の課題から抽出)

・該当なし

■各種提言等

	河川法改正 平成9年		水防法の一部改正【国土交通省】 平成27年7月	水防法の一部改正【国土交通省】 平成29年6月	
河川法	<p><b>【背景】</b> □治水機能のみならず、利水機能、河川環境機能を含んだすべての河川諸機能を規律</p> <p><b>【改正の概要】</b> □水系一貫した河川管理を行う「河川整備基本方針」と、治水、利水、河川環境の整備と保全についての項目や地域の意見を反映した「河川整備計画」の策定を義務づけ</p>	水防法	<p><b>【背景】</b> □近年、洪水の他、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発 □想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等充実・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 □計画規模降雨浸水想定区域図の更新 □浸水継続時間の公表 □洪水浸水想定区域に関する避難場所及び避難経路に関する事項を示した印刷物等を作成し、各世帯に提供。(水防法第15条第3項)</p>	<p><b>【背景】</b> □国管理河川の支川や県管理河川等の中小河川で氾濫発生し多数の死者等が発生。 □「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、抜本的な対策が急務 □「水防災意識社会再構築ビジョン」を中小河川も含めた全国河川でさらに加速・強化</p> <p><b>【改正の概要】</b> □大規模氾濫減災協議会の創設 □市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設 □要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練の義務化</p>	
23 淀川水系河川整備計画 (H21.3)	<p>水害に強い地域づくり協議会 平成16年～</p> <p><b>【背景】</b> □「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置 □協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)等を検討</p> <p><b>【概要】</b> 該当なし</p>	社会資本整備審議会 答申	<p>大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について ～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～ 【社会資本整備審議会】 平成27年12月</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について 【社会資本整備審議会】 平成29年1月</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、都道府県が管理する中小河川においても、水防災意識社旗の再構築を加速する。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 【社会資本整備審議会】 平成30年12月</p> <p style="text-align: center;">パターンⅣ</p>
			緊急行動計画等	<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」 【国土交通省】 平成27年12月11日 (国土交通省水管理・国土保全局 課長通知 H28.1.18)</p> <p><b>【背景】</b> □平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえ、直轄河川において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>	<p>「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 【国土交通省】 平成29年6月20日</p> <p><b>【背景】</b> □平成28年8月北海道・東北豪雨を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、平成33年度を目途に取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等をとりとめ。</p> <p><b>【概要】</b> 該当項目なし</p>